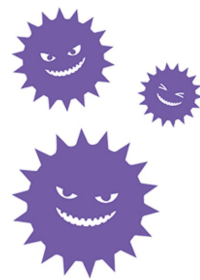




組合員本人がコロナにかかってしまったら



神奈川土建には様々な制度があります

①組合費 3か月分免除

①免除申請後、3か月分の組合費が免除になります。

※A型加入者・・・5,300円/月、A S型加入者・・・5,000円/月
B型加入者・・・4,600円/月、B S型加入者・・・4,300円/月

②組合共済 お見舞金

②入院だけでなく、自宅療養、ホテルなどの宿泊療養でも14日分の私傷病見舞金が給付されます。

※A型・A S型加入者・・・6,000円×14日分＝84,000円
B型・B S型加入者・・・500円×14日分＝7,000円★
★B型・BS型は更に、休業14日以上で10,000円の傷病見舞金

さらに

③建設国保加入者は 傷病手当金

③証明された療養期間分、入院しなかった場合でも入院と同様の金額で傷病手当金が給付されます。

※健康保険の等級によって給付額は変わります。
初級4,000円/日、2級4,200円/日～11級7,200円/日
(2級から11級までは300円ずつ増えます)

必要書類

●入院しない場合
宿泊・自宅療養証明書

●入院した場合
②か③の申請用紙に、医療機関で証明を書いてもらう

申請方法

- ①組合事務所へ証明書を持参する。
- ②組合事務所へ連絡し、申請書類を郵送してもらい、必要事項を記入して組合事務所へ返送する。

コロナにかかったら、組合へ連絡しよう!

神奈川土建厚木支部
☎046-242-3992

2021.9作成

宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）

本証明書は、医師、病院・診療所、自治体・保健所等の担当者いずれかの方がご証明ください。

1. 宿泊療養・自宅療養を受けた方（氏名）	性別 □男性 □女性	生年月日 年 月 日	口本定口令和 年 月 日
2. 病名	新型コロナウイルス（COVID-19）感染症		
3. 治療経過	PCR検査陽性 検出日 年 月 日		
4. 療養期間（※） をした期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
5. 療養施設の種類	□自宅療養 □宿泊療養 □半個室療養		
6. 療養期間 をした期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
上記のとおり証明します。		記入日	年 月 日
所在地	医師	医師	（該当するものに○印を）
名称	所在地の単位・役職名	署名	
電話番号	証明者氏名		

（※）療養期間および自宅療養とは、以下の①および②に該当する場合をいいます。
①2020年4月2日付の厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症の重症化等に係る療養施設及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた要請について」等に定められている療養施設または自宅療養であること。
②感染経路上、入院療養が必要にもかかわらず、療養期間の事情により療養施設または自宅療養していること。

各社のフリー使用欄

ただし、宿泊・自宅療養に際して証明用紙の項目については、上記欄の記入を要する。